

58 日中戦争時における陸軍の医療体制

坪井良子

日中戦争による傷痍者は、軍人傷痍記章令によって傷痍軍人として位置づけられた。当時、傷痍軍人対策は軍の大きな課題の一つであり、社会人として職業を有し、持てる能力を十分に活用して、更生することをねらいとしていた。

陸軍の医療体制は、戦地での第一線救護から後方医療機関を通して、総合した医療を実施するための体系を確立し、戦線より内地最終病院に至るまでの一貫した方針のもとに各機関が連携してあつた。

戦傷者には、創傷治癒と義肢の装着等身体的な創痍の治療の終始だけではなく、回復期患者にも迅速な回復と体力増強を行い、退院後の社会的・経済的援護の適正を計るような準備と精神的創痍までを医療の範囲とした。

病院船によって内地に送還された患者は第一收容病院

に收容され、軽症、重症、特種治療及び義肢を要する者に区分され他の病院に転送された。軽症者は所属部隊所在地の三等病院に、重症者は二等病院に、特種治療及び義肢を要する者は一等病院である臨時東京第一陸軍病院または陸軍軍医学校に転送された。臨時陸軍病院は、この時期にはじめて設立され、大臣直轄で各陸軍病院は師団長のもとに位置づけられていた。臨時陸軍病院は、全国を数地区に分けて、各陸軍病院内に入院中の患者を收容して、その任務に基づいて機能検査、体力の回復増強、後療法、精神的創痍の治療、職業準備教育、除役及び恩給診断等を実施した。

臨時陸軍病院での医療は、第一に精神的創痍の治療にあつた。また一方では、運動訓練を行い、創痍に打ち克つて更生の喜びを感じるよう、精神教育、修養講和、情操豊かな趣味教育を行ったり、慰安娯楽などを与え、自力更生、残存能力を十分に発揮できるように涵養振起して働きかけていくことにあつた。

第二に職業準備教育であつた。傷病により兵業に服することができなくなった者に対しては残存機能と退院後

の職業、生活を考慮して、基礎的職業準備教育を行った。職業準備教育の開始前には、残存能力の機能検査を行い、傷病の程度や種類を詳細に調査して医学的判断に基いて、患者の原職、家庭や郷里の状況、その他の事情を考慮して、適職を見出し、退院後の生活を考慮して実施した。職業準備教育訓練の成績は極めて良好で、調査結果では、退院後原職に復帰したものが五十%、新職に就いたものが四十%で九十%の者が職業について活動していた。第三は産業的手術であり、医学的な処置が終わったものでも退院後職業または生活上に不十分なことが生じた場合、職業や生活に便利なように産業的整形手術や復活手術を実施した。

第四は体力増強並びに後療法である。体力増強並びに後療法は、傷病の程度、種類を考慮して行われた。傷痍による身体の故障に対しては後療法として医療運動、温泉療法、光線電気療法、蒸気浴、水浴等各種の療法を加えて機能障害の軽減に努めた。

第五は、義肢等の人工補装装置の製作である。陸軍では特殊の訓練用、作業用、運動用、職業用等各種の義肢

を考案して日常生活や職業に不自由のないものを製作・支給し、歩行、駆け足、自転車乗り、スキー、登山、剣術、相撲などの運動も行うことができるように好成績をあげた。その成果は戦傷者の治療率の上昇として現れ、日中戦争時においては八二%に達し、日露戦争時の倍以上の効率を示すことができるまでになった。死亡率は日露戦争時の四分の一以下に減少しているなど優秀な成績を修めることができた。

(山梨医科大学)